



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信

2020年11月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

クレジットカードの領収書って必要？

最近では、現金支払いのみでなく、クレジットカード等キャッシュレスでお支払いされる方も増えてきたのではないのでしょうか？

そこで気になるのが、経費処理するとき、カードの領収書は必要か？ということですね。

カード明細は、毎月一覧になって送られてきて便利ではありますが、基本的に、いつどこでいくら支払ったかということしか記載がありません。十分と思われるかもしれませんが、これだけでは、食事代に使っているのか？食事でも軽減税率のものは入っていないか？消耗品と食品を一緒に買っていないか？等不明点がたくさん出てきてしまいます。

整理の仕方としては、カード明細は、現金出納帳をつける替わりにしていただき、領収書は現金のレシートと同じように保管してください。

◆整理方法

①現金の領収書とカードの領収書は分けて保管する。

現金とカード支払時の二重計上を防ぐのに重要です。

②残しておく領収書は、内容が分かるものにする。

買ったものと消費税等が書いてある明細にしてください。合計額だけのものは不可です。

③カードの日付順に整理する。

領収書をノート等に貼り付ける際は、現金用とは別に1冊用意していただくとうれしいです。

ご不明な点などあれば、当事務所までお問い合わせください。

(鈴木 記)

